

「介護保険の認定申請をしてあげる」と言って、手すりの取付工事をする悪質な訪問販売にご注意ください！

【相談事例】

「介護保険の認定申請をしてあげる。」と言って訪問があり、区役所の人かと思った。「年齢を考えなさい。こちらで書類を出してあげるから。」と言われた。

家の中を見て回られ、トイレや風呂に手すりを付けた方がよいと言われ、認定結果が出たら名刺の連絡先に電話すると言われた。要支援1の認定結果が来たが、おかしいと思ったので地域包括支援センターに相談した。（80歳代女性）



これは、介護保険を使って、手すりの取付などの20万円の工事を2万円のできるというもので、介護保険による給付金が「給付券登録」を受けた工事事業者に直接支払われる大阪市の制度を悪用した訪問販売です。

また、介護認定の申請は郵送でもできることから、事業者が申請に必要な情報を聞き出して勝手に申請してしまうものです。

この事例では、地域包括支援センターが区役所と連携して被害を未然に防止することができました。また、区役所から消費者センターに情報提供がありました。

介護保険の住宅改修の利用限度額は原則として20万円ですので、不必要な工事をしてしまうと、将来本当に必要になった時に工事ができません。

この場合は訪問販売なので、契約書面を受け取った時から8日以内はクーリング・オフができます。書面が交付されていない場合も多く、その場合には、いつまでもクーリング・オフができます。

なお、令和元年10月には、こうした悪質な行為を行ったとして、株式会社大成工務店が大阪府から特定商取引法に基づく行政処分を受けました（[トラブルバイバイ♪ ニュース2019年10月28日配信分](#)）が、未だに同様の行為を行う複数の事業者が見受けられ、注意が必要です。

困ったときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

※ご相談は、大阪市にお住まいの方に限ります。

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!）」でも繋がります

消費生活
相談窓口



メインキャラクターエルちゃん

